

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び 地方独立行政法人北松中央病院評価委員会の概要

1 評価委員会の概要

(1) 設置の根拠

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、佐世保市の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。（法第11条第1項）

(2) 位置付け

佐世保市長の附属機関

(3) 役割

地方独立行政法人の業務の実績に関し市長が行う評価に意見を述べるとともに、法人が達成すべき業務運営に関する目標である「中期目標」を策定する際の意見や、当該目標を達成するために法人が策定する「中期計画」に対して市長が認可する際に意見を述べる等、法人の業務全般について、客観的かつ中立公正な立場で関与していただく。

(4) 対象法人（2法人）

- ① 佐世保市総合医療センター
- ② 北松中央病院

(5) 組織・運営

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例に基づく

- ① 委員10人以内。学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- ② 任期は2年（再任可） 【今期は令和4年7月1日～令和6年6月30日】
- ③ 委員長は、委員の互選により選出

2 評価委員会で取扱う主な事務

| 事務内容（地方独立行政法人法、佐世保市条例根拠） | 時期 |
|---|------------------|
| ① 中期目標を策定・変更する際の意見（法第25条第3項） | 作成時 及び 変更時 |
| ② 中期計画の策定・変更を認可する際の意見（市条例第2条第1号） | |
| ③ 役員報酬等の支給基準に対する意見（法第56条第1項において準用する法第49条第2項） | |
| 事務内容（地方独立行政法人法根拠、佐世保市条例根拠） | 時期 |
| ④ 各事業年度における業務の実績に関する評価への意見（市条例第2条第2号） | 毎年 |
| ⑤ 中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績に関する評価への意見（法第28条第4項） | 3年毎 |
| ⑥ 中期目標期間における業務の実績に関する評価への意見（市条例第2条第2号） | |
| ⑦ 中期目標期間の終了時に業務全般にわたる検討等を行う際の意見（法第30条第2項） | |
| ⑧ 重要な財産の処分を認可する際の意見（法第44条第2項） | 必要時 |

※下線部分は、本年度に行う業務（想定されるものも含む）

※市条例は地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例

3 令和5年度 評価委員会スケジュール

| 回 | 開催日 | 評価委員会の内容 |
|-----|--------------|--|
| 第1回 | 10月12日 | <p>◆佐世保市総合医療センター令和4年度の業務実績評価への意見</p> <p>◆北松中央病院令和4年度の業務実績評価への意見</p> <p>◆北松中央病院第6期中期目標期間の業績評価への意見</p> <p>【11月14日 市議会（文教厚生委員会）へ報告】</p> |
| 第2回 | 書面確認 (3月) | <p>◆役員報酬等の支給基準に対する意見</p> <p>【設立団体への届出】</p> |